

担い手の人材育成等に関する意見(要旨)

(全般的意見)

専門性の高い分野などでは、研修の充実等による担い手の技術向上や、専門家のネットワークづくりが重要である。相談者の生の声をきき、的確な対応ができる能力を充実させるため、人材の育成を促進すべきである。

現在は、ADR機関の人材の間で能力に差があると思われ、各ADR機関の相互補完・水準向上のため、人材交流や研修の充実が必要である。

担い手の研修を共同して行うことによって、各機関の問題意識の共有など、幅広い面を相互に学ぶことは有益である。今後様々なADRが設置され、各機関ごとに実務が蓄積されていけば、人材の交流等を図っていける環境ができてくるのではないかと。

各ADR機関が扱う専門分野ごとに関連ある機関をグループ化した上で、交流・研修を行うべきである。

人材の相互交流や研修を行うに当たっては、共有テーマの選択が難しいのではないかと。

機関の枠組が硬く、人材の相互交流は簡単にはできないのではないかと。まずは他機関との情報交流から始めるべき。

担い手の育成の充実はよいことであるが、活用するかどうかは各機関ごとに判断すべきである。

人材交流については、プライバシー保護に十分注意する必要がある。

研修の充実を促進すべきであるが、人材交流の必要性については議論が必要である。

担当者が会員に限られており、人材の相互交流は難しい。

現実的には人員体制の面で実現は難しい。

他のADR機関と取扱う事案の分野が異なっており、人材の相互交流や研修などは必要ないと考えている。

特に紛争処理の専門家を置くことは考えていない。

当事者間での話し合いが基本であり、各種の法律に精通しているだけで解決できるものではない。

(主に裁判所・行政機関等への期待等に関する意見)

A D R機関の財政負担が大きく、A D Rにも種々のものがあるため、行政や裁判所が交流会や研修を実施し、参加を呼びかけてほしい。

役所ごとに資格制度があって統一されていないため、統合された形での相談員の養成が望ましい。

省庁の枠を越えたA D Rセンターや研修所のような体制を作って、人材の育成や幅広い分野での専門的知識を集積する必要がある。

学者、裁判官、弁護士等の人材が適時適切に確保できるシステムの構築が望まれる。

弁護士会、裁判所との講師の相互交流を積極的に推進し、紛争処理の実情について理解を得るとともに、法律的素養の研鑽に努めるべきである。

(担い手として必要と考えられる知識・技能に関する意見)

法律知識や紛争に関する専門分野の知識・経験とともに、両当事者の言い分を冷静・公平に聞いて問題点を絞ることができる資質が必要。

調停・裁判等の仕組みや手続等に関する知識、手続に従って進行を管理できる能力が必要。

消費者を一方当事者とするA D Rにおいては、消費者問題に係る見識も必要。

ネット上の取引等に関する紛争については、インターネット実務に知識・経験のある専門家の確保が必要。

専門分野の知識と一般の弁護士レベルの法的解釈能力を有する者が必要。

調停等の主宰者としては、人柄、経験、説得力も必要。

調停人としてのトレーニングを積み、カウンセラー的な手法を会得していることが必要。

(アンケート調査 2 - 3 - 2、2 - 3 - 3より作成)